

「道路及び河川等維持管理統合業務委託（ゼロ県債）」受託者の特定について
(公募型プロポーザル方式)

令和6（2024）年1月18日
真岡土木事務所

道路及び河川等維持管理統合業務委託（ゼロ県債）における受託者について、公募型プロポーザル方式により選定し、下記のとおり特定しました。

1 特定された受託者
芳賀建設業協同組合

2 受託者の選定及び特定の方法について

受託者の選定及び特定にあたっては、参加表明書の評価（第1次審査）及び業務提案書の評価（第2次審査）により実施しました。

審査にあたっては、「道路及び河川等維持管理統合業務委託における受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）に諮り選定及び特定案を作成し、真岡土木事務所建設工事等請負業者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）の審議を経て決定しました。

評価項目・判断基準及び評価のウエイトについては、別表「道路及び河川等維持管理統合業務委託 業務提案書の特定 評価総括表」のとおりです。

選定委員会名簿

	所属・役職等
委員長	真岡土木事務所次長兼企画調査部長
副委員長	真岡土木事務所保全部長
委員	砂防水資源課課長補佐（総括）
委員	真岡土木事務所整備部長

3 経過

(1) 公告・説明書配布

令和5（2023）年11月16日からプロポーザル手続開始の公告及び説明書の配布を行いました。

(2) 参加表明書の提出者について

芳賀建設業協同組合から参加表明書の提出がありました。

(3) 業務提案書の提出者の選定について

選定委員会にて業務提案書の提出者を選定しました。入札参加資格要件の全てを満たしていることを選定基準とし、令和5（2023）年12月5日に業務提案書の提出者に選定した旨通知しました。

(4) 業務提案書の提出について

選定者から業務提案書が提出されました。

(5) 業務提案書の評価・特定について

令和6（2024）年1月10日の選定委員会において、業務提案書の提出者からヒアリングを実施し評価を行いました。業務提案書の評価内容については、別表「業務提案書評価総括表」のとおりです。

その後、指名選考委員会の審議を経て入札参加者を特定し、令和6（2024）年1月18日に特定した旨通知しました。特定理由については、参加資格条件、委託業務に対する取り組み等、業務提案書における課題に対する的確性や実現性が高く、業務遂行に問題ないと判断されたためです。

道路及び河川等維持管理統合業務委託 業務提案書の特定 評価総括表

		評価基準		配分のウエイト	評点
		評価区分			
主任技術者の業務経歴	過去 15 年間の道路維持管理業務又は河川砂防施設維持管理業務の実績	・経験あり	20	0	0
		・経験なし	0		
事業者の業務経歴	過去 15 年間の道路維持管理業務又は河川砂防施設維持管理業務の実績	・真岡土木事務所管内における道路維持管理業務又は河川砂防施設維持管理業務の受注実績が合わせて2件以上	20	20	20
		・栃木県内における道路維持管理業務又は河川砂防施設維持管理業務の受注実績が合わせて2件以上	10		
		・上記以外	0		
業務の実施方針及び手法 (特定テーマに対する提案)	「テーマⅠ」 緊急時及び異常時(台風、ゲリラ豪雨、地震等)における初動体制の確立に関する具体的な提案	・事前準備及び初動体制確立の必要性に関する理解度とその実現性及び妥当性	5	20	3.8
		・指揮・連絡系統の的確性及び処理対応の迅速化	5		4.0
		・同時多発的に災害が発生した場合における遊水池を含めた初期対応に関する提案	10		7.5
	「テーマⅡ」 道路、河川砂防維持管理業務における「地域特性の把握」、「コスト縮減の提案」及び「業務における創意工夫」に関する具体的な提案	・地域特性に関する理解度及び留意点の的確性	10	25	8.0
		・物価高騰下における適正な維持管理水準の確保についての提案	10		7.5
		・業務における創意工夫についての的確性、実現性及び妥当性	5		4.0
	「テーマⅢ」 工事事故防止の対応に関する具体的な提案	・通行者等への損害事故防止の必要性に関する理解度とその実現性及び妥当性	10	15	7.5
・架空線及び地下埋設物等の必要性に関する理解度とその実現性及び妥当性		5	3.8		
合計				100	66.1